

令和7年度 サンライズやまきた403号室

【山北町地域優良賃貸住宅】入居者募集要項



<申込期間>

令和7年11月25日(火)から令和7年12月9日(火)まで
(土・日曜日を除く)

<申込場所>

定住対策課(役場庁舎2階北側)

<申込方法>

申込書及び必要書類を定住対策課へ提出してください。

<問合せ先>

山北町役場 定住対策課 0465-75-3650

<その他>

申込期間に申込みが無く、入居者が決定しない場合は、**令和7年12月10日(水)**から先着順で申込を受付し、入居者を決定します。

駆から始まる・駆に続く
自然・まち・人をつなぐ定住促進住宅



来て! 見て! 住んで!
Yamakita

目 次

1. はじめに	2
2. 募集について	2
3. 申込みから入居までの流れ	3
4. 申込み（入居）資格	4
5. 申込みに必要な書類	5
6. 申込みについての注意事項	6
7. 所得の算定	7
8. 住宅一覧表	9
9. 家賃額一覧表	10
10. 入居手続きに関する事項	11
11. 入居にあたって	12
12. 家賃について	12
13. その他の留意事項	13
14. 入居中の各種手続きについて	14
15. 駐車場配置図	16
16. タイプ別間取図	17
17. 部屋割図	18
18. 案内図	19

1. はじめに

山北町では、子育て世代の方々に快適で便利な住宅を提供するため、山北駅北側に中堅所得者向けの定住促進住宅として平成25年度に「サンライズやまきた」を建設しました。

この住宅は、国の地域優良賃貸住宅制度により整備されたもので、子育て世代の暮らしやすさにこだわったデザインや住宅性能はもとより、町営ならではのゆとりある良質な住宅環境を創出しています。

本冊子は、「サンライズやまきた」への入居をご希望されている皆様に、募集・申し込みの流れ、入居条件、家賃などをお知らせするとともに、実際に入居される際の事前に知っておいていただきたい心構えなどを取りまとめた資料となっております。

2. 募集について

「サンライズやまきた」への申込みをされる場合、収入基準、同居親族等資格要件があります。また、入居を予定する世帯員に暴力団員がいることが判明した場合や申込書に偽りの記載がある場合などは、申込の無効や入居決定を取り消すこととなります。事前にこの募集要項をよく読んでお申込みください。

<募集の概要>

(1) 募集住宅について

山北町地域優良賃貸住宅 サンライズやまきた

間取り：3LDK 403号室

規模：構造：地上6階、RC造

所在地：足柄上郡山北町山北1840番地15

・詳しくは、P10をご覧ください。

(2) 申込期間について

◆受付期間 令和7年11月25日(火)から令和7年12月9日(火)まで
(土・日曜日・祝日を除く)

8時30分から12時まで、13時から17時15分まで

◆受付場所 山北町役場2階 定住対策課

※申込者多数の場合は令和7年12月15日(月)に公開抽選会を行います。

※申込期間に申込みが無く、入居者が決定しない場合は、令和7年12月10日(水)から先着順で申込を受付し、入居者を決定します。

3. 申込みから入居までの流れ

申込み受付[入居資格審査]

※申込書および必要書類を山北町役場定住対策課へ提出してください。

○提出書類によって、入居資格審査を行い、入居資格がないと判断された場合は、この時点で無効となります。

※次の場合は無効となりますので、ご注意ください。

- ・収入基準、同居親族等入居（申込み）資格に該当しない場合
- ・申込書と内容が相違した場合
- ・暴力団員である場合 など

応募者多数の場合は、**公開抽選**を実施

無効の場合、申込書等を返却

入居決定

抽選の場合は、補欠者を選定します。

入居手続き

入居手続きに必要な書類をお渡ししますので、次の書類を入居決定日から10日以内に手続きをしてください。

- ・賃貸借契約書提出
添付書類：連帯保証人の印鑑証明及び令和6年分の所得等の証明書（最新のもの）、
入居者本人の印鑑証明
- ・保証会社との契約（世帯所得が158,000円以下の場合）
保証会社との契約の際に、保証人の提出が必要です。詳細はお問い合わせください。

敷金の納付

敷金として家賃の3ヶ月分を納入していただきます。敷金は未納家賃等がなければ退去後に退去時にかかる入居者負担分修繕費を差し引いた金額をお返しします。

鍵の交付（入居可能日から10日以内に交付）

入居手続き及び敷金納付が完了しますと、カギをお渡しいたします。入居可能日から10日以内に入居してください。

4. 申込み（入居）資格

次の（1）から（6）のすべてに該当する方のみ、申し込むことができます。

- (1) 世帯全員の所得月額が158,000円以上487,000円以下に該当するもの。
ただし、所得月額が158,000円未満のものであっても、今後この所得基準に該当することが見込まれる方については、対象とする場合があります。
- (2) 子育て世帯等であること（同居者に18歳未満の者がいる世帯又は、夫婦のみや婚約中の若年世帯等を対象としています。）
- (3) 自ら居住するため住宅を必要とする方であって、現に同居し、または同居しようとする親族（6親等以内血族、配偶者、3親等以内の姻族）があること。
 - ・婚約者や、事実上婚姻関係と同様の方も含まれます。
 - ・家族を故意または不自然に分割（または合併）する世帯の申込みはできません。
- (4) 申込者本人および同居しようとする親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (5) 申込者本人および同居しようとする親族が、市町村税および都道府県税等を滞納していないこと。
- (6) 県内または近県に居住する連帯保証人1名を準備できる方、又は、保証会社との契約を行える方であること。
 - ・連帯保証人の条件として、身元および家賃の支払いなどの保証ができ、収入が入居名義人と同等以上に限ります。
 - ・入居者が保証会社との契約を連帯保証人に代わるものとして希望する場合には、入居者の申し出を町長に行う必要があります。

5. 申込みに必要な書類

(1) 入居申込書 (山北町地域優良賃貸住宅入居申込書)

申込書に必要事項記入し、山北町役場定住対策課へ提出してください。

(2) 住民票の写し

申込者および同居者全員分で縦柄の記載がされているもの。

※婚約中で入居する場合、双方の住民票が必要です。

(3) 市区町村長発行の納税証明書※発行後1ヶ月以内のもの

(16歳以上の世帯全員分が必要です。ただし、18歳以下の就学者で扶養親族であることが確認できる方は除きます。)

(4) 所得が分かる証明書

下記の①の他に②から④の該当するもののいずれかを提出してください。

① 令和7年度課税証明書※市区町村長発行のもので発行後3ヶ月以内のもの

(令和6年の所得、年税額、控除及び扶養などの内訳がわかるもの)

※所得のない方も必要です。(課税証明の内訳記載で非課税のもの)

(16歳以上の世帯全員分が必要です。ただし、18歳以下の就学者で扶養親族であることが確認できる方は除きます。)

② 給与所得の方は令和6年分給与所得の源泉徴収票※年末調整済の原本

③ 年金受給の方は令和6年分公的年金等の源泉徴収票のコピー

④ 確定申告が必要な方 (事業所得者等) は令和6年分所得税の確定申告書 (第一表・第二表) のコピー

(5) 現在の家賃等がわかる書類のコピー (賃貸借契約書、領収書、口座振込通帳等)

(6) その他 (必要により添付資料の提出をお願いする場合があります。)

異動のあった場合は異動後で最新のものが必要です。また、申込後に連絡先や世帯の変更があった場合には、すみやかにご連絡ください。

6. 申込みについての注意事項

- (1) 申込書の記載漏れがないようご注意ください。
- (2) 必要書類が揃っていない場合は受付できません。
- (3) 申込み後は、入居しようとする者の増減は認めません。ただし、申込書提出後の出生や死亡による増減は除きます。
- (4) 家族を不自然に分割（夫婦の別居、兄弟姉妹のみ等）した申込みは認められません。
- (5) 婚約世帯が申し込む場合は、入居後に「戸籍謄本」、「婚姻届受理証明書」等、婚姻の事実がわかる書類を提出していただきます。
- (6) 母子世帯、父子世帯で申込む場合は、配偶者との戸籍上の婚姻関係が整理されていることが前提となります。
- (7) 単身世帯及び高齢者だけの世帯の方は、申込みできません。
- (8) 次のような場合は、無効・失格となります。
 - ①申込（入居）資格のうち、ひとつでも欠けるとき。
 - ②申込書に不正の記入があったとき。
 - ③申込書の内容と、入居決定の際に本審査のために提出していただく書類と内容が一致しないとき。
 - ④入居時点で単身となったとき。
 - ⑤1世帯で同一の住宅に、重複して申込みをしたとき。
 - ⑥申込み後、婚約者が変わったとき。
 - ⑦入居手続きを決められた日まで行わないとき。
 - ⑧原則、申込者本人または同居しようとする親族に持ち家のあるとき。
(「所有権登記」上の名義人および共有名義人を含みます。)
 - ⑨自己の責任において、住宅の立退きを求められているとき。
- (9) 告知事項がありますので、必ず申込み前に定住対策課までご連絡ください。

7. 所得の算定

所得月額とは、1年間の世帯の所得金額から、該当する控除額を差し引いた金額を12ヶ月で割った金額です。

所得月額が、158,000円以上487,000円以下の方が入居いただけます。

(1) 計算にあたっての注意事項

- ・所得の種類（給与・年金・その他の所得等）により、所得月額の計算方法が違いますので、どの所得に該当するか確認のうえ、計算をしてください。

所得金額は

給与収入の方は、源泉徴収票の給与所得控除後の欄

確定申告をされている方は、確定申告書の所得金額の合計欄

課税証明書は、合計所得金額の欄

になります。

- ・入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの所得を計算し、合算した額を世帯の所得金額としてください。
- ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活保護の扶助料、遺族年金、障害年金等、非課税とされている所得については、所得金額0円としてください。
- ・過去に収入があっても、現在失業中の場合、または入居予定日までに退職することが確定しており、退職後に無収入となる場合は、所得金額を0円としてください。

(2) 計算の順序

手順1：世帯の所得金額を算出します。（入居する親族全員分を合算）

手順2：控除額を算出します。

手順3：世帯の所得金額から控除額を差し引き、12ヶ月で割ります。

算出方法 所得月額の計算方法は次のとおりです。

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{本人の所得金額 (} \quad \text{円) } \\ + \\ \text{家族の所得金額 (} \quad \text{円) } \end{array} \right) - \begin{array}{l} \cdot \text{ 給与所得等 (} 10 \text{ 万円} \times \text{人数} \text{)} \\ - \cdot \text{ 同居及び扶養親族控除額 (} 38 \text{ 万円} \times \text{人数} \text{)} - \text{ 特別控除額} \end{array}}{12 \text{ ヶ月}}$$

参考例

共働きで子供2人の家庭で、夫の給与所得が3,060,000円、配偶者の給与所得が550,000円の場合

$$(3,060,000 \text{ 円} + 550,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} - 380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) \div 12 = 189,166 \text{ 円}$$

この**所得月額**が上記の入居資格に合致した方が対象となります。

また、家賃は、P10をご覧いただきますと

6階以外の2LDKは55,250円、3LDK①は59,500円、3LDK②は63,750円となります。

6階については、それぞれ3,000円高になります。

次の表により、世帯の控除額を算出してください。

控除の種類	控除対象者	控除額
給与所得等	申込者又は同居親族のうち、所得税法上の給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	1人につき 10万円 ※該当者の所得金額が10万円未満の場合は、その所得まで控除
同居及び扶養親族控除	次のいずれかに該当する方 ・同居する親族（本人除く） ・同居しないが所得税法上の扶養親族	1人につき 38万円
特別控除	老人扶養・老人配偶者控除	1人につき 10万円
	特定扶養控除	1人につき 25万円
	障害者控除	1人につき 27万円
	特別障害者控除	1人につき 40万円
	寡婦控除	1人につき 27万円 ※該当者の所得金額が27万円未満の場合は、その所得まで控除
	ひとり親控除	1人につき 35万円 ※該当者の所得金額が35万円未満の場合は、その所得まで控除

8. 住宅一覧表

供給場所	戸数	間取り	規模	車椅子対応	ペット	備考
6階	2	2LDK	65.27 m ²		可	プレミアルーム
	3	3LDK①	72.23 m ²		可	
	2	3LDK②	80.22 m ²		可	
5階	2	2LDK	65.27 m ²		可	スタンダードルーム
	3	3LDK①	72.23 m ²		可	
	2	3LDK②	80.22 m ²		可	
4階	2	2LDK	65.27 m ²		可	スタンダードルーム
	3	3LDK①	72.23 m ²		可	
	2	3LDK②	80.22 m ²		可	
3階	2	2LDK	65.27 m ²		可	スタンダードルーム
	3	3LDK①	72.23 m ²		可	
	2	3LDK②	80.22 m ²		可	
2階	2	2LDK	65.27 m ²		可	スタンダードルーム
	3	3LDK①	72.23 m ²		可	
	2	3LDK②	80.22 m ²		可	
1階	2	2LDK	65.27 m ²		可	スタンダードルーム
	1	3LDK①	72.23 m ²		可	
	2	3LDK①	72.23 m ²	可	可	
	2	3LDK②	80.22 m ²		可	

※構造・規模は、中層耐火構造の鉄筋コンクリート造6階建てです。

※6階はプレミアルームとなり、家賃が3,000円高となります。

9. 家賃額一覧表

住戸のタイプ	面積	家賃の額
2LDK	65.27m ²	65,000円(但し、6階の住戸は68,000円)
3LDK①	72.23m ²	70,000円(但し、6階の住戸は73,000円)
3LDK②	80.22m ²	75,000円(但し、6階の住戸は78,000円)

※入居世帯の合計所得により減額制度を利用できる場合があります。

減額制度を受ける際使用する家賃区分表

住戸のタイプ	入居者の所得区分	入居者負担額
		※()内は6階の住戸の負担額
65.27m ²	186千円以下	52,000円(55,000円)
	186千円超214千円以下	55,250円(58,250円)
	214千円超259千円以下	58,500円(61,500円)
	259千円超350千円以下	61,750円(64,750円)
	350千円超487千円以下	65,000円(68,000円)
72.23m ²	186千円以下	56,000円(59,000円)
	186千円超214千円以下	59,500円(62,500円)
	214千円超259千円以下	63,000円(66,000円)
	259千円超350千円以下	66,500円(69,500円)
	350千円超487千円以下	70,000円(73,000円)
80.22m ²	186千円以下	60,000円(63,000円)
	186千円超214千円以下	63,750円(66,750円)
	214千円超259千円以下	67,500円(70,500円)
	259千円超350千円以下	71,250円(74,250円)
	350千円超487千円以下	75,000円(78,000円)

※駐車場使用料は家賃には含まれておりません。

10. 入居手続きに関する事項

- (1) 賃貸借契約書を作成します。入居者には、印紙代200円を負担していただきます。
- (2) 契約に伴い、県内又は近県に居住する連帯保証人の提出が必要です。
入居者が保証会社との契約を連帯保証人に代わるものとして希望する場合には、
入居者の申し出を町長に行う必要があります。
※連帯保証人とは民法で規定されている債務者と連帯して債務を負担する人的担保の機能です。
ただし、所得月額が15万8千円以下の方は、連帯保証人ではなく、保証会社との契約が必要です。
- (3) 連帯保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの、その保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負います。
※極度額は、入居当初の家賃12ヶ月分です。
- (4) 敷金は、家賃の3ヶ月分を納入していただきます。
- (5) 入居の手続き（契約書提出、敷金納入等）は入居決定のあった日から10日以内に行ってください。
- (6) 駐車場は、原則、1住戸につき1台の使用であり、口座振替で納入していただきます。
使用料は月額500円、1,000円、2,000円、3,000円の4区域に分かれており、空いている駐車場を使用していただきます。（P16の駐車場配置図を参照）
2台目の車の駐車場を希望される方は、民間の駐車場をご紹介いたします。
- (7) 住宅では、犬・猫・鶏等の小動物を飼うことができます。希望者は申請時に申し出でください。（ペット飼育に関する誓約書）
 - ・犬および猫についてはそれぞれ2匹の計4匹まで、体長は胴体部分で60cm未満まで。
 - ・観賞用の魚類・小鳥・小型哺乳類や爬虫類は、それぞれ5頭羽以内まで。
 - ・毒をもつ動物やニワトリおよび伝書鳩、また法律・条約・条例等で捕獲・輸入・飼育が禁止されている動物の飼育はできません。
- (8) 住宅を退去されるときは、退去者の費用負担で原状回復（私物の撤去、ルームクリーニング、破損箇所の修繕等）をしていただきます。
- (9) 地震保険等は、任意で加入となります。加入の場合は、入居者にて行ってください。

11. 入居にあたって

(1) 電気・ガス・水道の申込

電気・ガス・水道は閉栓してありますので、各自で使用開始届の提出等の手続きを行ってください。詳細は、入居決定後にご説明します。

(2) 住民票の異動

入居後14日以内に市町村役場に住民票の異動手続きを行ってください。

(3) 住宅の点検

入居する前に、住宅内を点検してください。もし、異常や故障がありましたら、すぐ山北町役場定住対策課へ申し出てください。後で申し出られても、修繕できない場合がありますので、ご注意ください。

(4) 自治会への加入

入居者の皆様には鶴野南自治会（サンライズやまきた単独）に加入いただきます。自治会の行事や活動には、積極的に参加していただくこととなります。

12. 家賃について

(1) 入居月の家賃

入居月の家賃は、入居可能日からその月の末日までの日割りで納付していただきます。口座振替の登録が済むまでは、お渡しする納入通知書にて納付してください。

(2) 家賃の減額

所得に応じて、入居者からの申請により、家賃を減額することができます。詳細は、山北町役場定住対策課へお問い合わせください。

減額を受ける方には、毎年9月頃に申請書を提出していただいております。

(3) 家賃を滞納すると

家賃を滞納すると、連帯保証人に迷惑がかかるばかりか、住宅の使用許可を取り消され、住宅を明け渡さなければならなくなります。家賃は皆様の住宅の維持修繕や環境改善にも使われています。滞納されると修繕や改善の支障となりますので、必ず月末までに納付してください。

13. その他留意事項

(1) 町長の免責事項

駐車場内における自動車の盗難もしくは損傷等の事故または人身事故により使用車が損害を受けても、その賠償の責めを負いません。

(2) バルコニーの使用について

- ・バルコニーは、火災等が発生した場合の避難路です。植木を置いたり、物置場にしたりすることは法律上禁止されています。
- ・子どもの転落事故等を防ぐため、網戸や窓に補助錠の取り付けやバルコニーに足場になるようなものを置かない等の対策をしてください。

(3) 住宅の明け渡しについて

次の場合は、住宅の明渡しを請求され、契約が取り消されます。（一例）

- ・不正行為により入居したとき
- ・家賃または入居者負担額を3ヶ月以上滞納したとき
- ・理由がなく30日以上住まないとき
- ・入居者の資格を失ったとき
- ・山北町地域優良賃貸住宅条例に基づく町長の命令を守らないとき

(4) 住宅の保管義務

町営住宅は、町民の共有の財産です。集会所、自転車置き場などの共用施設も大切に使用してください。また、定められた規則等を守り、適正に管理、使用してください。

(5) 迷惑行為の禁止

他の入居者へ迷惑になる行為はやめてください。また、深夜、早朝における騒音にも気を付けてください。ペットの飼育等により他の入居者の日常生活に支障を生じさせたり、著しく迷惑を及ぼすと認められたときは、住宅を明け渡していただきます。

(6) 転貸の禁止

住宅を転貸したり譲渡することはできません。

(7) 用途変更の禁止

住宅を住宅以外の用途に使用することはできません。

(8) 無断同居の禁止

承認を受けずに入居時に届出された同居人以外に、他人を同居させることはできません。

(9) 修繕の実施及び費用の負担について

入居者の責任による修繕が生じたときは、入居者負担にて修繕しなければなりません。修繕箇所が生じた際は、修繕負担区分を確認いたしますので、山北町定住対策課へご連絡をお願いいたします。

ご連絡をいただく前に入居者にて修繕を行った場合は、たとえ町負担の修繕だとしても、お支払ができない場合があります。

14. 入居中の各種手続きについて

次のような場合には、所定の手続きが必要です。手続きを行わない場合は、入居者の皆様に不利益が及ぶことがありますので、必ず手続きを行ってください。

(1) 同居者の異動

- ・出産により同居親族が増えたとき
- ・結婚、死亡、転出等により異動するとき
- ・新たに同居しようとする者があるとき（ただし、同居が承認される範囲は限定されています）

(2) 入居名義人の変更

- ・入居名義人が死亡、失踪等により入居名義人を変更しようとするとき（ただし、入居承継される範囲は限定されています）

(3) 連帯保証人の変更

- ・連帯保証人を変更（住所、氏名等）するとき
- ・連帯保証人がその資格を失ったとき

(4) 保証会社との契約

- ・連帯保証人に代わり、保証会社と契約するとき

(5) 模様替え

- ・住宅の模様替えは原則として認められません。ただし、やむなく住宅の一部を模様替えしようとするときは、あらかじめ承認が必要です。（無断で模様替えを行えば撤去命令をすることもあります）
(例：手すりの設置等)

(6) 契約車両の変更、申請、解約

- ・契約車両の変更、申請、解約をするとき

(7) 保管場所使用承諾証明書の発行

- ・自動車の購入や車検時などの必要なとき（発行に3日ほどかかります）

(8) 住宅の明渡し

- ・住宅を明け渡す（引っ越し等）とき

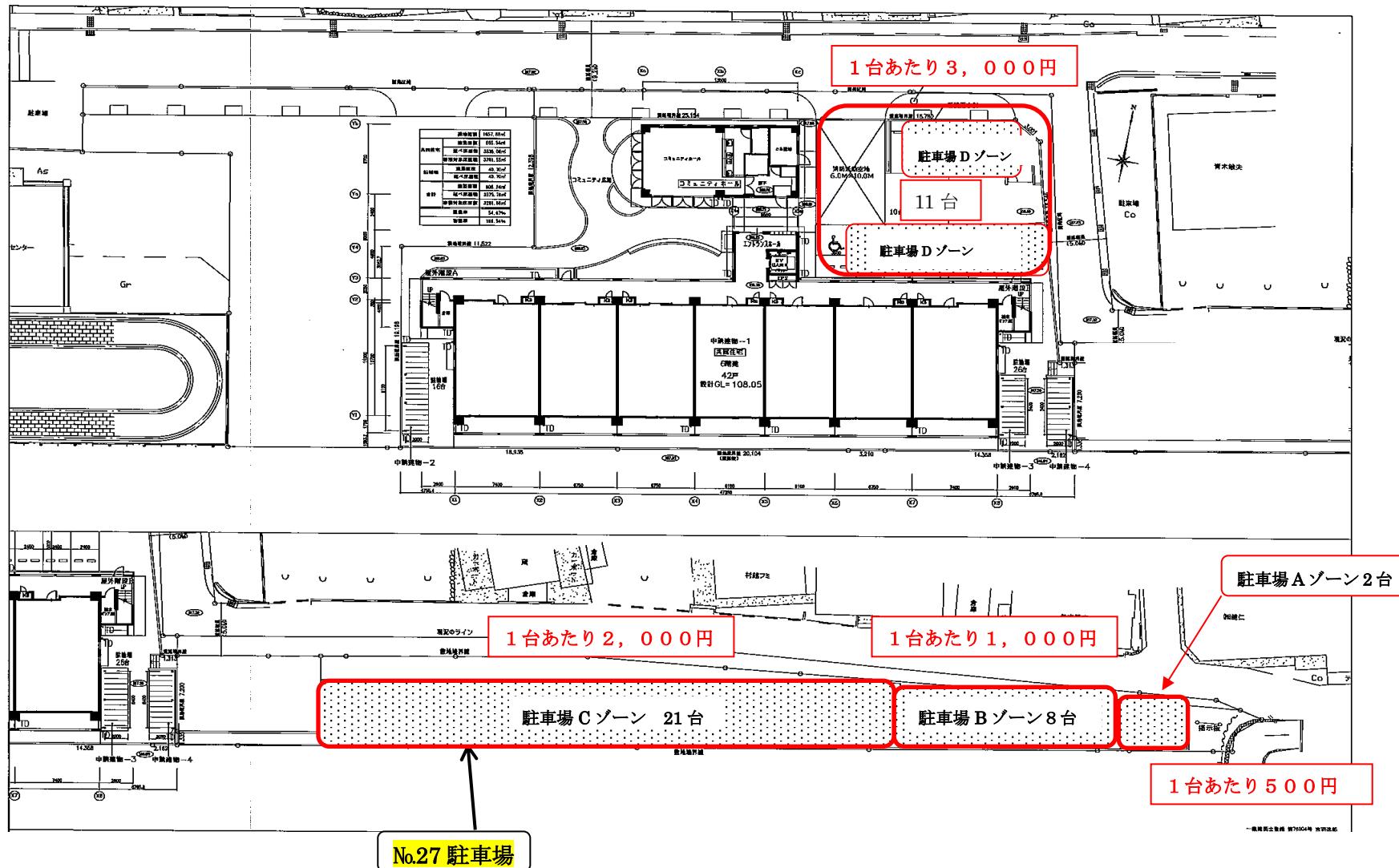
(9) 家賃減額申請（収入申告）

- ・家賃の減額を受けようとするとき

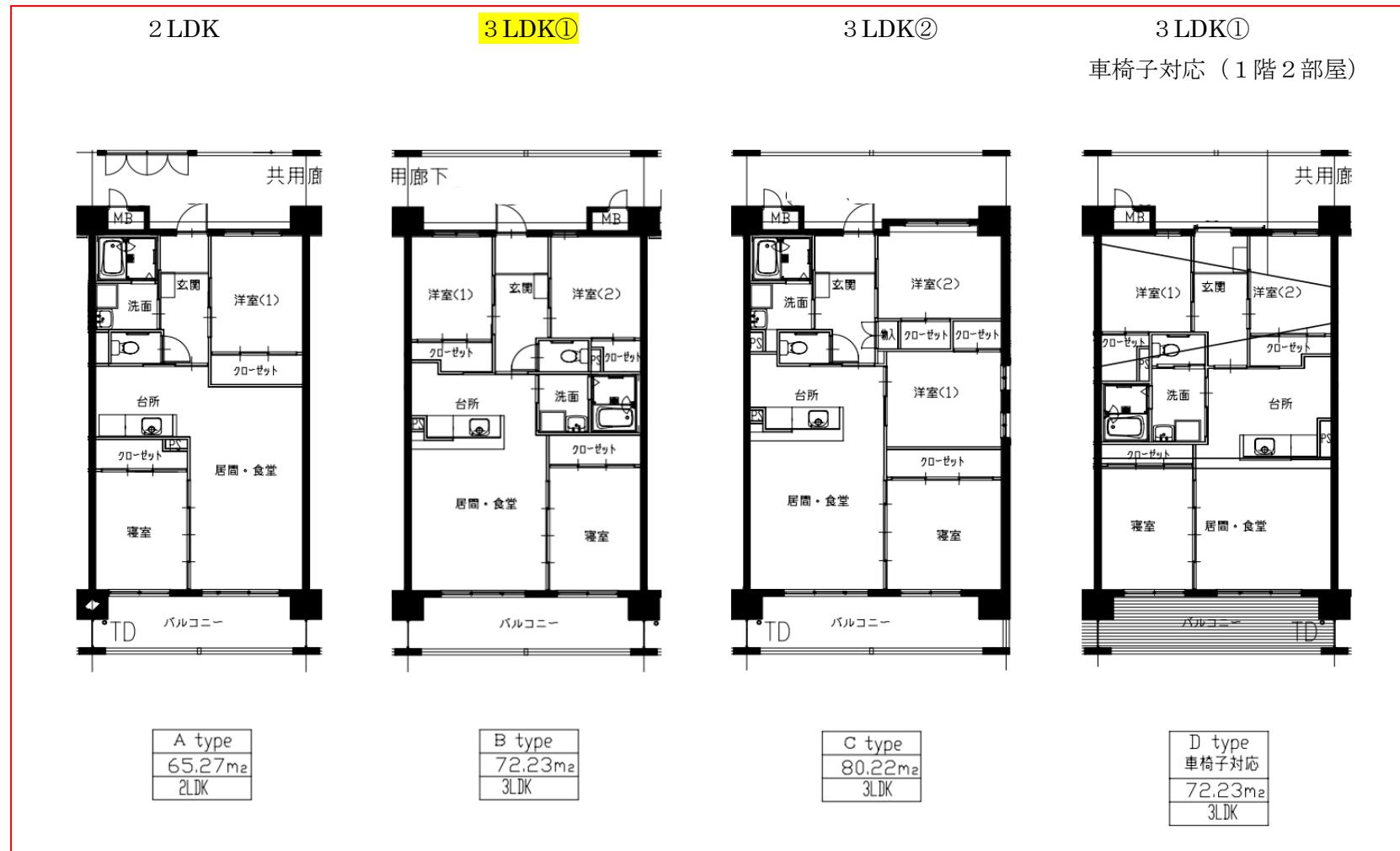
書類名	内容	提出時期	添付書類
地域優良賃貸住宅 入居世帯員異動届	同居者に異動があったとき（出産、転出、死亡等）	異動の日から14日以内	
地域優良賃貸住宅 同居承認申請書	新たに同居しようとする者があるとき	事前	新たに同居させようとする者との続柄を証明する書類、課税証明書（出生の場合は、異動の日から14日以内）
地域優良賃貸住宅 承継入居申請書	入居名義人の死亡、退去により、同居者が引き続き居住するとき	事実発生から30日以内	入居者と申請者との関係を証明する書類（戸籍謄本等）、承継の原因を証明する書類、課税証明書
地域優良賃貸住宅 連帯保証人変更承認 申請書	連帯保証人がその資格を失ったとき	速やかに	新連帯保証人の住民票、印鑑証明、課税証明書、
地域優良賃貸住宅 連帯保証人住所（氏名）変更届、	連帯保証人の登録状況を変更しようとするとき	速やかに	変更を証明する書類
地域優良賃貸住宅 連帯保証人（保証会社）申出書	連帯保証人に代わり、保証会社と契約するとき	速やかに	保証会社との契約書の写し
地域優良賃貸住宅 模様替え承認申請書	住宅の一部を模様替えるとき	事前	模様替えをする箇所の平面図、工事内容等
サンライズやまきた 駐車場使用申込書	駐車場（新車両）を契約するとき	事前	車検証の写し、又は自動車の購入に関わる注文書
サンライズやまきた 駐車場明渡し届	駐車場（車両）を解約、変更するとき	明け渡そうとする1月前	
保管場所使用承諾証 明書発行申請書	自動車の購入や車検時に保管場所使用承諾証明書が必要なとき	必要とする3日前までに	車検証の写し（購入のため未発行の場合は後日提出）
地域優良賃貸住宅 明渡し届	住宅を明渡す（引っ越し等）とき	明け渡そうとする1月前	
家賃減額申請書	家賃の減額を受けようとするとき	毎年10月頃	課税証明書（対象者全員）

※条例、規則等が変更されている場合がありますので、提出書類、添付書類等は事前に山北町役場定住対策課へご確認ください。

15. 駐車場配置図



16. タイプ別間取図



17. 部屋割図

南側（ベランダ）から北側（東名高速道路）を望む

6 F	階段	6 0 1 3LDK 80.22 m ²	6 0 2 3LDK 72.23 m ²	6 0 3 3LDK 72.23 m ²	6 0 4 2LDK 65.27 m ²	6 0 5 2LDK 65.27 m ²	6 0 6 3LDK 72.23 m ²	6 0 7 3LDK 80.22 m ²	階段
5 F	階段	5 0 1 3LDK 80.22 m ²	5 0 2 3LDK 72.23 m ²	5 0 3 3LDK 72.23 m ²	5 0 4 2LDK 65.27 m ²	5 0 5 2LDK 65.27 m ²	5 0 6 3LDK 72.23 m ²	5 0 7 3LDK 80.22 m ²	階段
4 F	階段	4 0 1 3LDK 80.22 m ²	4 0 2 3LDK 72.23 m ²	4 0 3 3LDK 72.23 m ²	4 0 4 2LDK 65.27 m ²	4 0 5 2LDK 65.27 m ²	4 0 6 3LDK 72.23 m ²	4 0 7 3LDK 80.22 m ²	階段
3 F	階段	3 0 1 3LDK 80.22 m ²	3 0 2 3LDK 72.23 m ²	3 0 3 3LDK 72.23 m ²	3 0 4 2LDK 65.27 m ²	3 0 5 2LDK 65.27 m ²	3 0 6 3LDK 72.23 m ²	3 0 7 3LDK 80.22 m ²	階段
2 F	階段	2 0 1 3LDK 80.22 m ²	2 0 2 3LDK 72.23 m ²	2 0 3 3LDK 72.23 m ²	2 0 4 2LDK 65.27 m ²	2 0 5 2LDK 65.27 m ²	2 0 6 3LDK 72.23 m ²	2 0 7 3LDK 80.22 m ²	階段
1 F	階段	1 0 1 3LDK 80.22 m ²	1 0 2 3LDK 車 72.23 m ²	1 0 3 3LDK 車 72.23 m ²	1 0 4 2LDK 65.27 m ²	1 0 5 2LDK 65.27 m ²	1 0 6 3LDK 72.23 m ²	1 0 7 3LDK 80.22 m ²	階段

※ 6F はプレミアムルームです。

※ 車 は車椅子対応住戸を表しています。

18. 案内図



